

TRAFFIC NEWS FLASH

広島県警察本部 交通部交通企画課 令和6年 No.14

特定小型原動機付自転車も飲酒運転は絶対グメ!!



ちょっとまって! お酒を飲んだ後に 運転はできません!



道路交通法第65条

「何人も酒気を帯びて車両等を運転してはならない」 酒酔い運転:5年以下の懲役又は100万円以下の罰金 酒気帯び運転:3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

特定小型原動機付自転車とは、車体の大きさや最高速度、 車体の構造など、一定の基準を満たす車両のことです。 交通ルールを守って安全に利用しましょう。

発行:広島県警察本部交通部交通企画課

